

連合北海道札幌地区連合会 / さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2010年01月の相談状況

「智恵と力を寄せ合い労働環境の悪化を跳ね返そう！」

1. 労働相談の概況について

- (1) 相談件数について 参照資料 - 1 「2010年1月 月別労働相談処理状況」
参照資料 - 2 「2010年1月 相談者数(雇用形態別・男女別・業種別) 処理内容」
参照資料 - 3 「2010年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2010年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は49人、相談件数は85件となりました。対昨年比では-59人・-87件となりました。一人当たりの相談件数では1.73件となり昨年を0.14ポイント上回っています。対前月比では-14人・-23件となり一人当たりの件数は-0.06ポイントとなっています。昨年末より相談者数・相談件数共に下降しておりますが、一人当たりの相談件数は前月を下回り、対前年比でも大きな改善にはなっていません。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

年	項目	相談者(人)	相談件数(件)	一人当たり相談件数(件)
2010年	1月	49人	85件	1.73件
2009年	1月	108人	172件	1.59件
2009年	12月	63人	113件	1.79件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料 - 3 「2010年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2010年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数49人の内訳は、社員22、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)22人、不明5人となっており、男女比では男性24人・女性25人となっています。

相談件数の内訳では、社員34件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)43件、不明8件となっています。男女比では男性36件、女性49件となっています。

【雇用形態別 相談者数(人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	15	4	0	0	0	0	1	4	24
女	7	4	11	0	1	0	1	1	25
計	22	8	11	0	1	0	2	5	49

【雇用形態別 相談件数(各上段)と一人当たり相談件数(各下段)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	21	6	0	0	0	0	2	7	36
	1.40	1.50	0	0	0	0	2.00	1.75	1.50
女	13	12	20	0	1	0	2	1	49
	1.86	3.00	1.82		1.00		2.00	1.00	1.96
計	34	18	20	0	1	0	4	8	85
	1.82	2.65	2.14	0	1.00	0	2.00	1.60	1.73

一人当たりの件数では、社員1.82件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.95件となっています。男女比では男性1.50件、女性1.96件となっています。

相談者数を男女比でみた場合はほぼ同数となっていますが、雇用形態別にみると男性は社員に女性はパートタイマー・社員に相談者が集中しています。また相談件数をみると男性正社員と女性パートタイマーの相談件数が特化しています。一人当たり件数をみた場合では、いずれの雇用形態においても女性の数値が高く、女性労働者一人が多くの相談案件を抱えています。

(3) 業種別相談状況について 参照資料 - 4 「2010年 業種別 相談者数 月別集計」
「2010年 業種別 相談件数 月別集計」
業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	16人	(相談件数23件	1.44件/一人)
「その他サービス業」	7人	(同17件	1.55件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	5人	(同11件	2.20件/一人)
「商品斡旋・リース業」	3人	(同7件	2.33件/一人)
「陸運・倉庫業」	3人	(同6件	2.00件/一人)
「建設・設計・重機業」	3人	(同6件	2.00件/一人)
「食品加工業」	2人	(同3件	1.50件/一人)
「教育・学校」	2人	(同2件	1.00件/一人)
「交通業」	1人	(同3件	3.00件/一人)
「製造業」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「公務・公共サービス」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「ビル管理業」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「分類不能」	4人	(同4件	1.00件/一人)

相談者数では、「卸・小売業・飲食店」が突出しており、「その他サービス業」、「医療・福祉・医薬品業」、「商品斡旋・リース業」、「陸運・倉庫業」、及び「建設・設計・重機業」に相談者が集中しています。相談件数でも、「卸・小売業・飲食店」が突出し、「その他サービス業」、「医療・福祉・医薬品業」、「商品斡旋・リース業」、「陸運・倉庫業」、「建設・設計・重機業」、「食品加工業」、「教育・学校」及び「交通業」と続いています。

一人当たりの相談件数では、「商品斡旋・リース業」、「医療・福祉・医薬品業」、「陸運・倉庫業」、「建設・設計・重機業」、「交通業」、「その他サービス業」及び「卸・小売業・飲食店」の順で高数値となっています。1月の相談者業種では「卸・小売業・飲食店」に代表される接客・対面を要する仕事に就く方からの相談が多くなっています。

(4) 相談内容について 参照資料 - 2 「2010年1月 相談者数(雇用形態別・男女別、業種別) 処理内容」

参照資料 - 5 「2010年 主要相談項目別 相談者数 月別集計」

賃金関係の相談は賃金未払いと残業手当不払い及び割増賃金の不払いに特化しています。労働契約関係では、就業規則と雇用契約が主となり保険・税関係では雇用労災保険の項目に特化しています。

雇用関係では、すべて退職関連の内容となっていますが、解雇・退職強要・契約打ち切りと解雇予告手当が半数以上となっています。

相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	13人	18件
労働契約関係	10人	19件
保険・税関係	5人	6件
雇用関係	4人	13件
労働組合関係	4人	5件
労働時間関係	4人	6件

経営問題・労務管理	3人	7件
差別など	2人	5件
安全衛生	2人	4件
退職関係	2人	2件

相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

別相談件数 相談内容	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
賃金関係	5	3	2	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	10
労働契約関係	3	4	2	4	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	8	11
保険・税関係	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4
雇用関係	2	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	9
労働組合関係	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2
労働時間関係	3	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3
経営問題・労務管理	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
差別など	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
安全衛生	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
退職関係	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	21	13	6	12	0	20	0	0	0	1	0	0	2	2	7	1	36	49

「社員」の抱える相談項目が34件と相談件数全体の40.0%を締めています。「社員」・「契約」・「パート」ともに女性の割合が高くなっています。

- (5) 違法件数について 参照資料 - 4「2010年 業種別 相談者数 月別集計」
「2010年 業種別 相談件数 月別集計」
参照資料 - 6「2010年 月別相談内容別違法率 集計」
参照資料 - 7「2010年1月 違法件数(雇用形態別・相談項目別)」

49名から寄せられた85件の相談中、違法と判断される項目は43件となっています。50.59%が違法という状況です。43件の主要な内訳は次の通りです。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	12件	66.7%	18件
労働契約関係	10件	52.6%	19件
保険・税関係	3件	50.0%	6件
雇用関係	3件	23.1%	13件
労働時間関係	5件	83.3%	6件
経営問題・労務管理	5件	71.4%	7件
安全衛生	2件	50.0%	4件
総数	43件	50.59%	85件

「全相談件数の総数85件」はこの表の合計ではなく相談件数の総数です。

2. 1月の雇用情勢について

労働者の相談内容が「質」「量」共に悪化しています。

相談者数の半数が女性ですが、相談件数の約6割が女性労働者に関することであること、又女性の一人当たり相談件数が1.96と非常に高い数値であることから1月は女性労働者に厳しい雇用情勢であったといえます。正社員男性も一人当たり1.40件の相談が寄せられていることから、厳しい状況であることは伺われますが、それ以上に女性が厳しかったといえます。相談件数が少ないものの、一人当たりの相談項目が増えていることから、一件あたりの相談時間が長くなる傾向にあります。

質の面では、違法率が50.59%と高く相談内容に法律違反が多いことが表れています。労働時間、賃金、労働契約関係、保険・税関係及び安全衛生の項目では特に違法率が高く、働く環境が著しく劣化している状況がうかがわれます。保険・税関係の相談では全てが雇用保険・労災に関する相談であり、そのうち約6割強が違反の相談となっていることから、セイフティーネットの劣化が進んでいると考えられます。また、賃金関係、労働時間、労働契約及び経営問題・労務管理の相談では、正社員・契約社員の比較的雇用期間の長い労働者からの相談が多く職場で長く働ける労働者が厳選されつつある傾向にあります。相談内容の中にも、勤続年数が長い労働者に、雇用打ち切りに繋がる相談が多くなっています。雇用の打ち切り方も、労働者からの退職意向を引き出させるような陰湿な内容もあります。

経営問題・労務管理の違法率の高さはこのような状況が背景にあります。

このような中、組合結成の相談が複数寄せられたことは明るい話題といえます。

労働環境の劣悪さや違法性を明らかにするためには、自ら行動しなければなりません。効率的に行動して効果的な成果を得るためには、一人ではなく団体で行動することが必要です。厳しい雇用環境・職場環境ですが、力と智慧を寄せ合えば必ず克服できます。